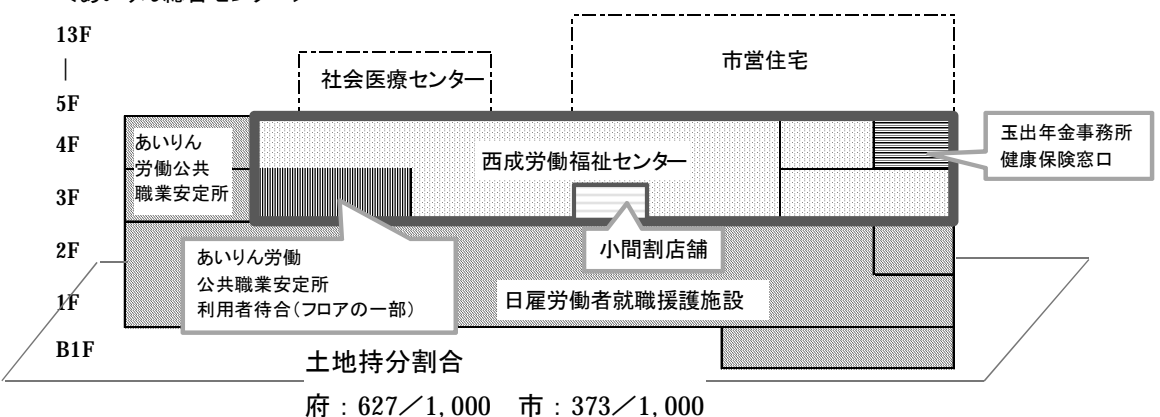


あいりん総合センター土地等の使用貸借契約

担当課：商工労働部 雇用推進室労政課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 昭和45年に国と大阪府が協力して、日雇労働者のための労働・福祉施策を総合的に提供する建物として整備した。(大阪市の社会医療センター、公営住宅と合築)</p> <p>2 土地(面積6,359.01平方メートル)は、府と大阪市が共有している。(府の持分627/1,000)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>府持分を(公財)西成労働福祉センター(以下「財団」という。)へ無償貸付</li> <li>財団は、国が区分所有する建物(1階日雇労働者就職援護施設及び3階職業安定所)の敷地相当分を国へ有償貸付(貸付料 H24: 8,320,400円/年)</li> </ul> <p>3 建物は、国と府が区分所有している。(国所有7,025.59平方メートル、府所有3,509.11平方メートル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国所有部分: 職業安定所、日雇労働者就職援護施設</li> <li>府所有部分: 西成労働福祉センター、年金事務所健康保険窓口、小間割店舗</li> </ul> <p>4 建物の管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国所有部分: 日雇労働者就職援護施設については国が府へ管理業務を委託し、府は財団へ再委託(いずれも無償)。</li> <li>府所有部分: 財団が府から無償貸付を受けて管理。</li> </ul> <p>(公財)西成労働福祉センター: 府の指定出資法人(50%出捐)。府職員2名(業務執行理事兼事務局長等)を派遣している。</p>	<p>1 財団が国等から得ている貸付料あるいは使用料の一部が府から派遣されている職員の管理職手当、勤勉手当、通勤手当など府の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例で派遣先団体の負担とされている経費に充てられている。</p> <p>財団の平成25年度 公益目的事業会計(一般)収支予算書の事業収入、雑収入の備考欄には、「派遣職員人件費及び施設維持費に充当」との記載あり。</p> <p>2 財団は、府から無償で借り受けた土地を国に有償で貸し付けている。</p> <p>3 財団は、府から無償で借り受けた建物の一部を国等に有償で貸し付けている。この内容は次のとおり。</p> <p>(1) 財団が、国(公共職業安定所)から建物管理費に相当する金額を徴収するために、3階のオープンフロア部分の一部の貸付契約を国と締結し、使用料として受け取っているもの。</p> <p>(2) 財団が、日本年金機構等(年金事務所健康保険窓口)から建物の管理費に相当する金額を徴収するために、実際の事務所面積とは異なる貸付契約を締結し、使用料として受け取っているもの。</p>	<p>1 府から財団に無償で貸し付けた土地・建物の貸付料等が派遣職員の勤勉手当等に充てられていることは、実質的に府の財政的援助により派遣職員の勤勉手当等が賄われていることになり、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の規定に照らして疑義がある。</p> <p>2 財団が国に有償で貸し付けている部分は、府が財団に無償で貸し付ける理由がなく、無償貸付には問題がある。</p> <p>3 財団は、国等から建物の管理費を徴収すべきところを、実態と異なる建物貸付契約を締結し、管理費相当の使用料を収入していることは、問題がある。</p>
<p>〈あいりん総合センター〉</p>  <p>府所有分: 財団へ無償貸付・財団から各々に有償貸付          うち 日本年金機構及び全国健康保険協会大阪支部(55.2平方メートル) 使用料 H24: 463,680円/年          国(大阪労働局)(860.04平方メートル) 使用料 H24: 7,223,050円/年          小間割店舗事業者 貸付料 H24: 657,708円/年          国所有分</p>		
<p>事務事業を所管する商工労働部の見解</p>		
<p>1 財団は、大阪府が担うあいりん対策を唯一の事業として実施しており、府は財団へ運営費の全額を補助しているが、財団の施設有償貸付等による収入は、運営費補助金から控除している。</p> <p>2 これまで国等との調整の結果、使用料名目で徴収していた契約については、監査の意見を踏まえて管理費として徴収することとし、この財団収入を派遣職員の勤勉手当等に充てることにより、条例上の疑義を払拭する。</p> <p>3 財団が貸付料を徴収している府有財産については、府から財団への貸付を有償化するとともに府に収納するように改めて、財団への貸付料と運営費補助の透明性向上を図る。</p> <p>4 上記改善のため、国等関係機関及び財団、関係部局と早急に協議を進める。</p>		

### 委員意見

あいりん総合センターの歴史的な経過や国、大阪府及び大阪市が協力して日雇労働者に対する総合的な施策を実施してきたことも踏まえつつ、関係機関等と協議のうえ、土地の無償貸付契約を見直し、国や年金機構及び全国健康保険協会大阪支部から徴収している建物の使用料を、財団の管理業務に応じた収入として整理し直すよう改善されたい。

### 措置の内容

- 1 財団への無償貸付について  
府から財団への貸付方法（無償貸付）を見直し、財団が国等から財産使用料を徴収していた部分は、平成26年度から有償貸付に改めた。
- 2 財団が国等と締結している実態と異なる契約について  
財団が国等から建物管理費として徴収すべきものを建物使用料で収入していた契約は、平成26年度から実態に即して、管理業務に充てることを明記した契約に改めた。
- 3 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の疑義について  
上記の対応を通じて、府の財政的援助によらず、財団の自主財源（管理業務に伴う収入）を派遣職員の勤勉手当等に充てていることを明確にし、条例上の疑義を払拭した。

公印使用の管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>中河内府税事務所</p>	<p>施行文書に公印を使用したときは、公印取扱者は公印使用台帳に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>その運用は、公印使用台帳には、施行文書の起案者が公印使用月日、文書記号・文書番号、公印使用施行文書数、備考を記載し、公印取扱者が施行文書の内容を照合し確認印を押印して、施行文書に公印を押印することとなっている。</p> <p>しかし、平成24年度及び平成25年度の公印使用台帳を調査したところ、平成25年11月12日、13日及び19日の事務所長印の使用について、公印取扱者の確認印がなかった。</p> <p>その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○ 公印取扱者            施行文書の照合後、公印使用台帳に確認印を押印すべきところ、他の業務に追われていたため、先に施行文書へ公印を押印した。            その後、公印使用台帳へも押印（又は、公印取扱者の名前の記載）すべきであったが、失念した。</p> </div>	<p>公印取扱者の確認印がないことは、大阪府公印規程第12条第3項に違反している。</p> <p>公印取扱者は、公印が不正に使用されるリスクの重大性を鑑み、大阪府公印規程に基づいた適切な処理手続きを徹底されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府公印規程】            （公印の使用）            第12条            3 公印取扱者は、施行文書について公印を使用したときは、公印使用台帳（様式第2号）に必要な事項を記載しなければならない。            （略）</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【公印規程改正に伴う事務処理について（税務室長通知 平成21年10月30日一部改正）】            （公印使用台帳の記載方法等）            3 公印使用台帳への記載、公印の押印までの処理は以下のとおりとする。            イ 公印規程様式第2号            ウ 事務所長印（かっこ書略）            公印使用月日、公印使用施行文書数及び備考欄に文書名を記載し、公印取扱者の照合・確認印を受けて公印の押印を受ける。</p> </div>	<p>大阪府公印規定及び平成21年10月30日付け税務室長通知「公印規定改正に伴う事務処理について」に基づき、公印押印時には、公印取扱者は施行文書を照合し、公印使用台帳に確認印を押印のうえ公印を押印することとしている。</p> <p>また、公印取扱いについて、総務課の公印取扱指定者である総務課長及び総務総括主査が、適正に管理するために連携を密にするとともに、総務課内において周知徹底を図った。</p>

個人情報の管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>中河内府税事務所</p>	<p>不動産取得税の賦課決定に際し、管内の不動産登記を所管する法務局支局を訪問して所有権移転登記等に関する書類を閲覧し、必要な情報を賦課資料調書に転記する作業が毎月行われている。</p> <p>この情報には個人情報が含まれており、自宅へ持ち帰ることは禁止されている。しかしながら、大阪法務局堺支局での資料収集に関しては、賦課資料調書を自宅へ持ち帰ることが容認されていた。</p> <p>その要因について事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>中河内府税事務所から堺支局は遠距離にある。個人情報の持ち帰りが禁止されていることは認識していたが、担当者の居住地や執務時間に配慮し、個人情報を自宅に持ち帰ることを、帰宅途中に寄り道しないことを条件として容認していた。</p> </div>	<p>個人情報を記載した書類を自宅へ持ち帰ることは、個人情報の適正な管理についての事務連絡に違反している。</p> <p>個人情報を自宅へ持ち帰ることが禁止されていることを周知し、個人情報は必ず事務所へ持ち帰る等の対応を徹底されたい。また、個人情報紛失のリスク及び個人情報管理の重要性について、職員に再度周知徹底されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【個人情報の適正な管理について（依頼）（事務連絡 平成18年6月6日）】</p> <p>4 個人情報は極力自宅に持ち帰らないこと。出張等業務の都合でやむを得ず個人情報を持ち出した場合は、必ず当日中に事務所に持ち帰ること。</p> </div>	<p>法務局で収集した資料については、法務局資料収集の作業工程を見直したうえで、平成25年12月の出張から日々事務所に持ち帰ることとした。</p> <p>さらに課内会議等において、個人情報の適正管理について、職員に周知徹底した。</p>